

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金係
☎76-2151 内線 222、223

《該当者の方へ》 国民年金保険料免除・納付猶予申請書が10月中旬に届きます

◎令和2年7月分保険料が未納の方で、令和元年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に、『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』を10月中旬にお送りいたします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで令和2年度分（令和2年7月から令和3年6月分）の免除・納付猶予を申請することができます。

ただし、学生の方や令和2年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

◎「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に出産された方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は出産予定日の6か月前からできますので、お早めに届出をお願いします。届出・問い合わせ先：役場戸籍年金係

オホーツク障害年金 相談会を実施

日時 11月3日（火・文化の日）
午前10時～午後3時

場所 北見芸術文化ホール
1階会議室

相談料 無料

相談担当者

社会保険労務士 山内俊英
特定社会保険労務士 米澤典子

問い合わせ先

札幌障害年金サポートセンター
（運営 山内年金労務事務所）
☎011-303-4864（担当：山内）

よろず相談のお知らせ

日常生活で、何か悩みごとはありませんか？
町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事、その他の心配ごとについて、広く相談に応じます。

今月のよろず相談 ☎76-2151（内線216）

日時 10月16日（金）午後1時～3時

場所 林業研修会館 1階 図書室

相談委員 大場建男、小笠原真智子

※よろず相談は隔月開催（偶数月）です。
※相談委員の自宅での相談は対応できません。

里親になりませんか！

『里親』とは、様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことをいいます。

北見児童相談所では、「虐待」「傷病」「離婚」など様々な理由により家庭で生活できない子どもの相談があとを絶ちません。現在、オホーツク管内には約55組の里親さんがおり、約30名の子どもたちが里親家庭で生活しています。

里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方もいるようですが、特別な資格などは必要ではなく、実際にはどこにでもいる普通のご家庭のお父さん、お母さんたちです。

里親には次の4つの種類があり、「養子縁組をしたい」、「祖父母が孫を育てている」など事情に応じた区分もあります。

養育里親 保護者が引き取れるまで、又は児童が自立して社会に出るまでの間養育する里親。委託期間は、数年から十数年の場合もありますが、数日、数週間、数ヶ月の短期間だけお願いすることもあります。

専門里親 一定要件を満たした養育里親等が研修を受講して登録し、被虐待児・非行児・障がい児を養育する里親です。

養子縁組里親 養子縁組を前提とする里親です。

親族里親 両親の死亡・行方不明等、特別な事情で養育できない児童を、祖父母や兄弟姉妹が里親として養育するものです。

オホーツク管内では、子どもの年齢や里親さんとの相性なども考慮して委託先を決めるため、管内各地に里親が増えていくことが望まれます。是非、里親として登録いただき、家庭に恵まれない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

里親を希望される方、里親制度についてももう少し知りたい方は、担当者からご説明させていただきます。また、町内会やサークル活動のお仲間でも里親制度のことを聞いてみたいという場合も、担当者がお伺いしてお話させていただくことも可能ですので、お気軽にご連絡ください。

問い合わせ先 北見児童相談所地域支援課 ☎0157-24-3498

～生活困窮者支援～ 津別町出張相談会のご案内

生活困窮者への支援制度により、生活に困りごとや不安を抱えている場合に、どうしたら解決できるか、一緒に考え自立に向けた支援・相談を行っています。

ひとりで悩まないで、遠慮なくお電話ください。

《出張相談会開催日時》

日	程	時間・予約方法
令和2年	10月8日（木）	午後2時30分 ～3時30分
	11月5日（木）	
	12月3日（木）	
令和3年	1月7日（木）	※前日の午後3時 までに電話予約を してください。
	2月4日（木）	
	3月4日（木）	

相談会会場 林業研修会館研修室（役場裏）

実施形態 事前予約制

実施者 オホーツク相談センターふくろう
（北海道受託事業者）

問い合わせ・予約先

オホーツク相談センターふくろう ☎0157-25-3110

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和3年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/05guide>
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助金の額

○ペレットストーブ（中古品を除く）
本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円を限度とします。

※補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



補助に関する問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 ☎76-2151（内線318）

購入に関する問い合わせ先 津別町ペレット協同組合 ☎76-4934（株式会社山上木工）